

1 基本的な考え方

敬老会や祝いの品の贈呈は、自治町会の行事の中でも大きなウエイトを占めてきた。そのため、令和5年度からは、個人情報保護法の改正により、区からの対象者名簿の提供はできなくなるが、今年度に限り敬老祝いの品の贈呈を予算化している地区町連や自治町会が円滑に敬老祝いの品の贈呈を行えるよう、実施要綱等の見直しは行わず、従来どおりの助成を行うこととする。ただし、対象者名簿をもとに、対象者全員に敬老会の案内状を届けたり、町会役員が1件1件祝いの品を届けるということはできなくなるため、実施方法については、各地区町連や自治町会で検討することになる。また、これを契機に、別の助成対象事業に変更する場合でも、社協は各地区町連や自治町会が円滑に助成対象となる行事を行えるよう、可能な限りの支援を行うとともに、葛飾区に対しても協力を要請する。

なお、地区高齢者支援活動助成は、高齢化の進展により年々対象者が増加しており、全人口に占める対象者の割合が約2割に達するなど、課題も多いことから、令和6年度に向けて、抜本的な見直しの検討を行う。

2 敬老会や敬老祝いの品の贈呈事業を行う場合の留意点

地区高齢者支援活動助成は、葛飾区内に居住する70歳以上のすべての高齢者を対象に原則実施するとしている。対象者名簿が区から提供されてきたということも

あり、地区町連や自治町会では、町会員、非町会員を問わず、敬老会に招待したり、祝いの品を配布してきた。

令和5年度もこれまで同様に、地区町連や自治町会として、祝いの品の贈呈や敬老会を実施するとした場合には、対象者をどのように把握し、またどういう形で配布をするのか、検討する必要がある。

これまでのように、町会員、非町会員を問わず漏れなく祝いの品を配ることは不可能であり、区もそれを求めているわけではない。個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえると、自ら敬老会への参加や祝いの品の配布を希望すると事前に申し出た人や当日会場に来た人を対象に行うことになる。

これまでは、ポスターやチラシなどを作成して、敬老会や祝いの品の贈呈について、事前に周知する必要はなかったが、今回は事前の周知活動が重要となる。回覧板(チラシ)のほか、ポスターなども活用し、町会員のみならず、町会に加入していない人にも、敬老会や祝いの品の配布について、お知らせする必要がある。その方法については、敬老会や祝いの品の配布方法により異なるため、チラシやポスターの内容、そのほかの周知方法については、地区町連、自治町会で検討することになる。